

岡山県立倉敷工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年6月14日 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校は本基本方針を2017年3月27日に策定し、いじめ防止対策に取り組んできた。年間3回のアンケート調査や個人面談を継続実施し、いじめの早期発見に務めてきた。認知件数は年間数件で推移している。
- ・生徒間のトラブルが発生した場合、報告に基づき早急に「いじめ対策委員会」を招集、学校をあげた横断的な対応に努めてきたため、大きな問題に発展するケースはなかった。担任で把握できた事案については早急な対応ができており、状況把握と情報共有が図られている。
- ・SNS等の普及によるネットいじめについて、顕在化した事案はなかったが、トラブルの温床であることは間違いのないことから今後もネットパトロールによる監視、情報モラル教育の充実に努めることが肝要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、学校長をトップとする対策委員会を組織し、全体計画の作成や実施、事案発生時の対応等に当たる。
- ・人権教育、道徳教育を推進していくなかで、人間尊重の精神と生命を慈しむ心を涵養する。
- ・いじめの未然防止に向け、特別活動や総合的な探究の時間等を通じ、誰もが活躍できる機会を設定することで自己有用感や自己肯定感が高まる学校づくりを推進する。また情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめの早期発見のため、定期的にアンケート調査を実施するとともに得られた情報を教員間で共有する。また面談等を通じ、生徒の状況把握に努める。

＜重点となる取組＞

- ・SNSの利用やネットいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教員研修を実施する。
- ・事案が発生した場合、その対応について対策委員会で協議し、関係教員が共通認識・共通理解をもって対応できるようにする。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校基本方針をホームページ上に公開し学校の取組を周知する。
- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、理解と協力を得る。
- ・PTA補導委員会等を通じ、学校と保護者との連携を深め、意見交換や情報交換を行い取組の改善に活かす。
- ・通知票発送時に同封する通信で、いじめの問題や携帯電話の使い方等について啓発を行う。
- ・学校評議員会で、学校の取組や事案発生時の対応を報告し、その検証や、改善のための協議を行う。
- ・地域コミュニティーや学校警察連絡会等を通じ、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

- ・基本方針の策定・実施、年間計画の作成、計画の検証
- ・いじめ事案への対応
- ・いわゆる「いじめ」事案ではないケースであっても、教員が情報を共有し組織的な対応を必要とするケース（支援が必要な生徒への対応、児童相談所関係事案等）が発生した場合は、本委員会が対応する。なおその場合は「対策委員会」という名称を使わず、「ケース会議」と称する。

＜対策委員会の開催時期＞

- ・年3回(計画,形成的評価,検証)＋随時(事案発生時)

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

- ・直後の職員会議で全教職員に周知、緊急の場合は朝礼時等に伝達。

＜構成メンバー＞

- ・校外(括弧内は深刻な事案発生時)
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(倉敷琴浦高等支援学校コーディネーター)
- ・校内(括弧内は事案発生時)
校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務課長、生徒課長、教育相談室長、養護教諭(関係科長、関係学年主任、関係担任、関係教職員)

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・県教育庁

＜連携の内容＞

- ・ネットパトロールによる監視
- ・事案発生時の指導・助言

＜学校側の窓口＞

- ・教頭

＜連携機関名＞

- ・倉敷警察署/倉敷市青少年育成センター

＜連携の内容＞

- ・定期的な情報交換
- ・非行防止に関する教室等の実施

＜学校側の窓口＞

- ・生徒課長

学校が実施する取組

①

いじめの防止

- (教員研修)
- ・教職員の指導力向上のための研修会を定期的に行う。特にSNSやインターネット上のいじめの現状について理解を深めるとともに、指導法について研鑽する。(居場所づくり)
- ・日頃の授業や行事等の特別活動を通じ、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や自己肯定感が高まる学校づくりを進める。(情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を、各学年で1時間は行う。(生徒会活動)
- ・生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

②

早期発見

- (実態把握)
- ・生徒の実態把握のためのアンケート調査を学期に1回の割合で実施、それを受け必要に応じ個人面談等を行う。これにより生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。(相談体制の確立と情報の共有)
- ・生徒に気になる変化があった場合は、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- ・教育相談室に相談に来やすい体制を整備するとともに、教育相談室で得た情報を教員間で共有する。(家庭への啓発)
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントなどの情報を学校通信に掲載し、家庭におけるいじめの対応に関する啓発を行う。

③

いじめへの対応

- (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめ事案が発生した場合(疑われた場合も含む)は、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた生徒への支援)
- ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた生徒を守ることを最優先に、対象生徒に対して支援を行う。
- ・いじめられた生徒の心情に配慮し、共感的態度で指導にあたる。カウンセリングを継続し、心情の変化に留意、変化に対応した支援を行う。
- ・支援体制-副校長をキャップとして、教育相談室長、担任や関係教職員があたる。(いじめた生徒への指導)
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- ・指導体制-生徒課長をキャップとして、生活指導係、担任や関係教職員があたる。(保護者への対応)
- ・事実の概要を正確に説明し、指導方針に理解を得る。特に保護者に対しては複数の教職員であたるようにする。
- ・支援体制-教頭をキャップとして、関係科長、担任があたる。